

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

ご利用時間 月～土曜日：午前8時～午後11時45分（祝日・12/31～1/3を除く）
日曜日：午前8時～午後8時

参照 P11をご確認ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等がされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

住友生命

2024年4月版

相続対策をお考えのお客さまへ

ふるは〜と
ロード III

5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）(24)

5年ごと利差配当付新終身保険（一時払い）(24)

お客さまの様々な想いを
形にできる**生命保険**です。



● 2つのプランから選べる円建一時払終身保険です。

健康告知なしプラン

健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、**ご契約2年後**からふやしてのこせます。

契約年齢(*1)
15歳～90歳

職業のみの告知

一時払保険料

ご契約から2年経過後
死亡保険金が増加

死亡保険金

▶ P3・4

3つの健康告知プラン

3つの健康状態の告知で、**ご契約後からすぐ**にふやしてのこせます。

契約年齢(*1)
15歳～90歳

3つの健康告知

一時払保険料

ご契約後すぐに死亡保険金が充実

死亡保険金

▶ P5・6

【詳細】 保険金額等はプランにより異なります。詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

● のこす・つかう資金をご準備いただけます。

のこせる

のこしたい人へのこせます。

- あらかじめ**指定した受取人**に、のこしたい**金額**を指定してのこせます。
- 原則、遺産分割協議の対象外となり(*2)、**請求手続きから原則5営業日以内にお支払い**(*3)しますので、スムーズに現金化できます。

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

⚠ 記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱に関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲

※被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」

生命保険金の相続税非課税枠

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※ただし、契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合

所定の要介護状態になられた場合、**死亡保険金の全部または一部にかえて重度介護前払保険金を受け取ることもできます。** ※重度介護前払特約を付加した場合

▶ P7・8

つかえる

将来、お金が必要になったら**ご自由にお使いいただけます。**

ライフプランにあわせ、将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

解約返戻金は、一括で受け取る方法と、必要な金額を一部解約(減額)して受け取る方法があります。

金利情勢の変動により解約返戻金額が変わることはありません。

【詳細】 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」の「一部一時金化(減額)」をご確認ください。

(*1) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。
 (*2) 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。
 (*3) 完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「死亡保険金などのご請求手続きの流れ」をご確認ください。

健康告知なし プラン

健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、
ご契約**2年後**からふやしてのこせます。

のこす

ご契約から2年間

- **死亡保険金** は一時払保険料相当額となります。^(*1)
- **災害死亡保険金** (交通事故などでお亡くなりになった場合は、**基本保険金額**となります。

2年経過以後

- **死亡保険金** は**基本保険金額**となり、一時払保険料を上回ります。
- 所定の要介護状態になられた場合、**重度介護前払保険金**を受け取ることもできます。
※重度介護前払特約を付加した場合

▶ P7・8

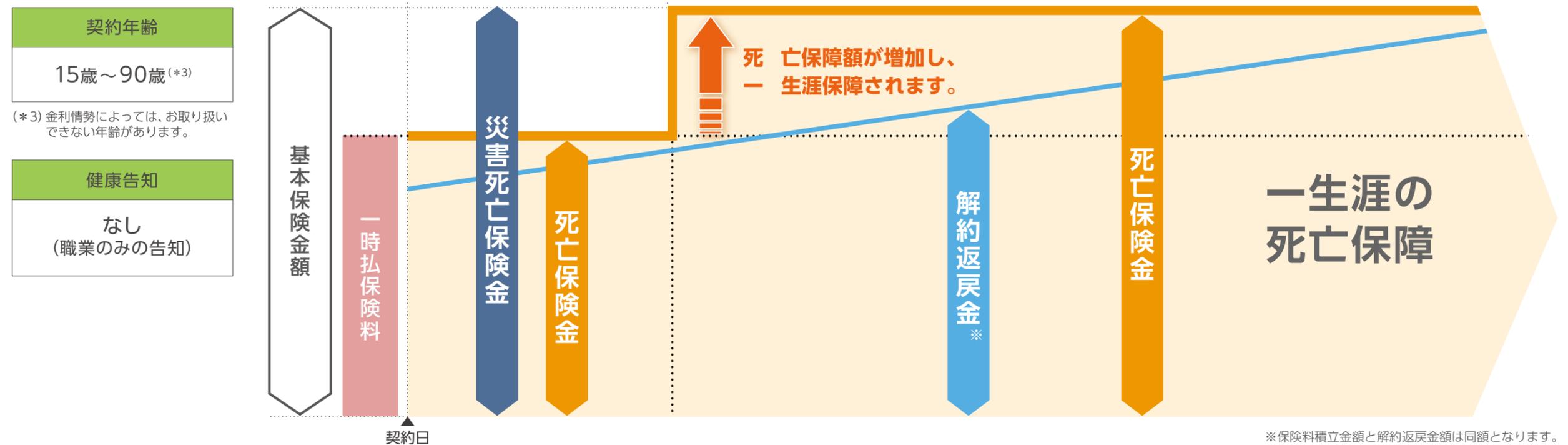
つかう

- **解約返戻金** は、ご契約時に円建てで確定します。
- **解約返戻金** は、一定期間後、一時払保険料を上回り、**毎年増加していきます**。^(*2)

(*1)一時払保険料相当額と比較し、保険料積立金相当額が大きい場合は保険料積立金相当額をお支払いします。

(*2)解約返戻金額は基本保険金額を上限に増加します。

しくみ図(イメージ)



※保険料積立金額と解約返戻金額は同額となります。



- 被保険者が高度障害状態になられたときのお支払いはありません。
- ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。



基本保険金額

この保険の保険金を支払う際に基準となる保険金額のことをいいます。

災害死亡保険金

被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。基本保険金額と同額をお支払いします。

死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます(ただし、災害死亡保険金と重複してはお支払いしません)。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。

3つの健康告知 プラン

3つの健康状態の告知を いただくことで、
ご契約後からすぐに ふやしてのこせます。

のこす

ご契約以後

- **死亡保険金** はご契約当初から**一時払保険料を上回ります**。
- **ご契約から2年経過後**、所定の要介護状態になられた場合、**重度介護前払保険金**を受け取ることもできます。
※重度介護前払特約を付加した場合

▶ P7・8

つかう

- **解約返戻金** は、ご契約時に **円建てで確定** します。
- **解約返戻金** は、一定期間後、一時払保険料を上回り、**毎年増加していきま**す。^(*)

(*) 解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増加します。

告知項目は**3つ**。すべて「**いいえ**」なら、お申し込みいただけます。

- 1** 過去5年以内に、病気で継続して7日以上入院したことがある。 いいえ
- 2** 過去5年以内に、**がん^(*)**または**肝硬変**で「医師の診察・検査・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。 いいえ
(*) がんには、上皮内がん、白血病、悪性リンパ腫、肉腫、悪性腫瘍、悪性新生物、骨髄異形成症候群、子宮頸部・膣部・外陰部・肛門部の中等度または高度異形成、子宮内膜異型増殖症、カルチノイド、悪性GIST(消化管間質腫瘍)、ポーエン病、パジェット病を含みます。
- 3** 現在までに、**公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)**をうけたことがある。 いいえ

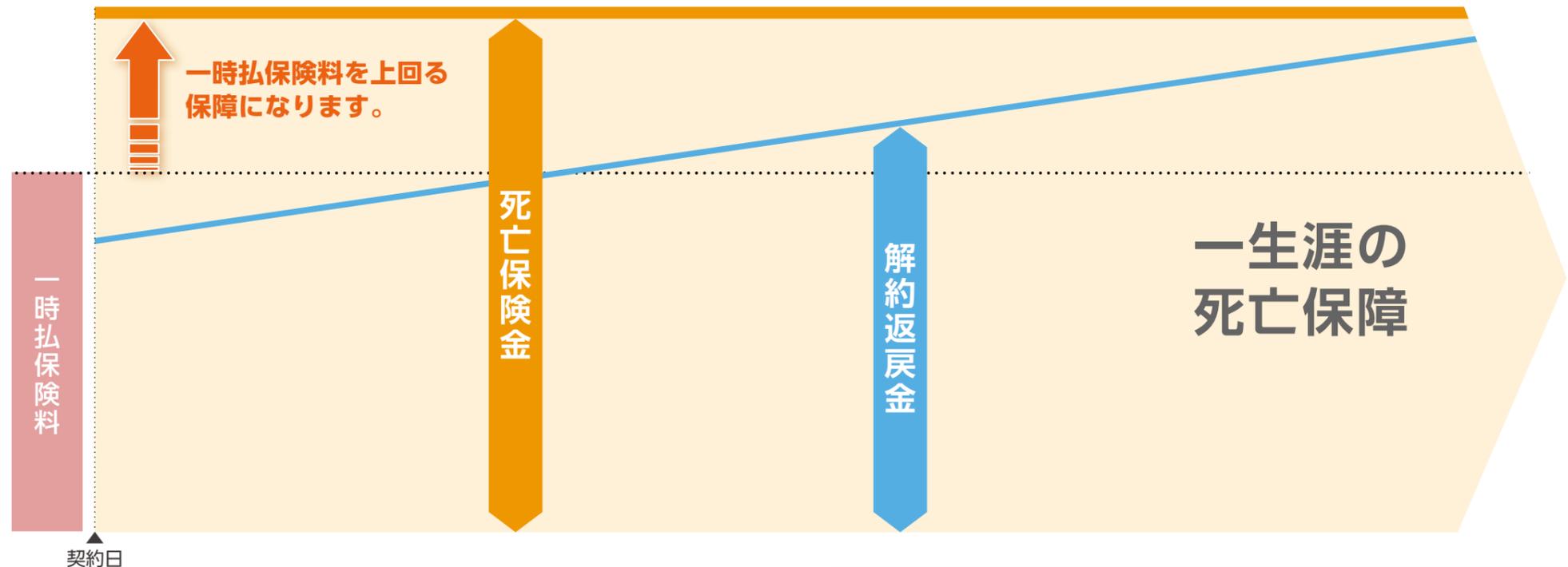
告知項目について、ご不明な点がある場合は、お客さまご自身で右記のフリーダイヤルあてご照会ください。
☎ **0120-767225** [受付時間/午前9時～午後5時(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)]

! 告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

しくみ図(イメージ)

契約年齢	15歳～90歳 ^(*)
健康告知	あり (3つの健康告知)

(*) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。



死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。



- 被保険者が高度障害状態になられたときのお支払いはありません。
- ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。

介護

介護に備える特約を付加い ただけます。

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン



重度介護前払特約

- 「重度介護前払特約」を付加すると、
ご契約から2年経過後、請求日時点で被保険者の年齢が**満65歳以上**かつ**公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当**した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「**重度介護前払保険金**」を被保険者にお支払いします^(※1)。
- 「**重度介護前払保険金**」は、
請求額から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または**請求日における請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額**となります。

重度介護前払保険金は**非課税**^(※1)でお受け取りいただけます。

特約保険料は**無料**です。

^(※1) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。
※ご請求額は、被保険者おひとりにつき、住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします。
なお、限度額は将来変更することがあります(2024年4月現在は通算1億円です)。

詳細 「契約概要／注意喚起情報」の「契約概要 5」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

被保険者代理人が受け取ることもできます

認知症により介護が必要になった場合など、ご自身による財産管理が難しくなり、介護費用の引き出し等が困難となる可能性があります。



被保険者代理人をあらかじめご指定いただいておりますが、受取人が保険金を請求する意思表示ができないなどの場合、**被保険者代理人が請求し、受け取ることもできます。**

参照 P9・10をご確認ください。

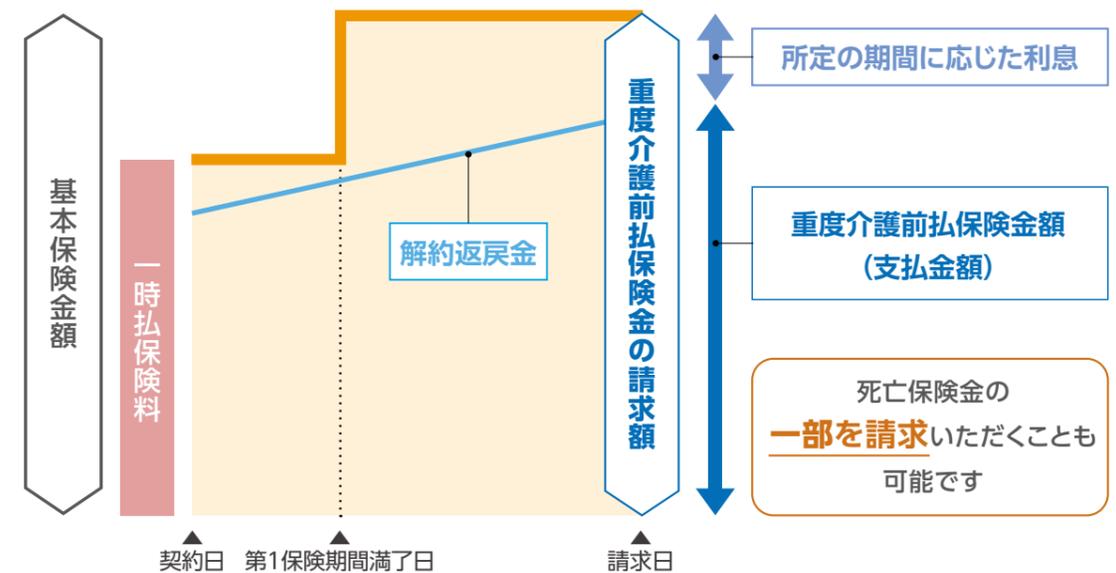
! 税務にかかわる説明は2024年4月現在の内容で、**将来変更されることがあります**。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

しくみ図(イメージ)

<健康告知なしプラン>に【**重度介護前払特約を付加した場合**】

ご契約例	契約年齢	一時払保険料	予定利率	2年経過以後の死亡保険金額 ^(※2)
	50歳・女性	10,000,000円	0.90%	12,491,000円

^(※2) 記載の数値は基本保険金額です。



●70歳または85歳の時に 重度介護前払保険金の請求額として基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢	重度介護前払保険金額(支払金額)	ご参考		
			請求額から差し引かれる所定の期間に応じた利息 ^(※3)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	請求時の解約返戻金額
50歳	70歳	11,257,959円	1,233,041円	12,491,000円	10,933,372円
	85歳	11,943,769円	547,231円	12,491,000円	11,800,247円

^(※3) 所定の期間に応じた利息は、ご契約に適用される予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。また、重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合でも、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。



スミセイのご家族アシストプラス

無料▶「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 契約者 OK ご家族はできません	A ご家族登録サービス 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 契約者 OK ご家族はできません	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても… 契約者代理人 OK
保険金等の請求	被保険者が意思表示できず、 保険金等を請求できない。 被保険者(*1) OK ご家族はできません	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても… 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人を受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人を受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。
 ※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
 - 基本保険金額等の減額
 - 解約
- 等

対象外となるお手続き

- 保険金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**重度介護前払保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**重度介護前払保険金等のご請求**をすることができます。
- **重度介護前払保険金等**を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人を受け取った重度介護前払保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人を受け取った重度介護前払保険金等は被保険者のためにご使用いただけます。
 ※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

詳細▶ 「契約概要 / 注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更、即日解約サービス^(*)の利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きが可能です。



^(*)インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金(3000万円以下)をご指定の口座に送金します。なお利用にあたり「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」を事前にご提出いただく必要があります。

〈即日解約サービスのご利用可能時間〉

インターネット : (平日) 午前11時～午後11時45分

電話(0120-506154) : (平日) 午前11時～午後6時

生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除証明書の電子発行

電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。



マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

【スミセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

税務のお取扱い

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン



記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

ご契約時のお取扱い

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

(災害)死亡保険金を受け取った場合のお取扱い

(災害)死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税 ^(*1)
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得 ^(*2)) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得^(*2)) + 住民税が課税されます。

^(*1) (災害)死亡保険金には、相続税非課税枠(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数)があります。

^(*2) 一時所得の課税対象額 = {収入[解約返戻金額または(災害)死亡保険金額] - 必要経費[一時払保険料]} - 特別控除 × 1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

